

年金生活者支援給付金に係る市町村所得・世帯データの訂正への対応について
(令和2年3月31日公表分)

令和元年10月1日から施行された年金生活者支援給付金制度に関しては、昨年、市町村から提供された所得・世帯データを基に判定を行い、給付金の支給要件を満たしている方に対し、簡易な請求書（はがき型）を送付しました。

これに関し、提出されていた所得・世帯データについて、岩手県盛岡市及び神奈川県横浜市から訂正の申出がありました。これらの市町村からの申出に基づき判定したところ、実際には支給対象ではないこと等が判明した方が合計569名いらっしゃいました。

この方々については、それぞれの市町村からその旨のお知らせをお送りしたうえで、当機構からもお知らせをお送りします。

(市町村別の内訳)

市町村	支給対象ではないことが判明した方	支給額が変更となる方
岩手県盛岡市	10	0
神奈川県横浜市	535	24